第48回定時株主総会 株主総会参考書類

■第1号議案 株式移転計画承認の件 ジーエルサイエンス株式会社の最終事業年度(2024年3月期) に係る計算書類等の内容 (第1号議案 別冊 P 23. 「4. ジーエルサイエンスに関する事項」)

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

テクノクオーツ株式会社

事 業 報 告

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い経済活動の正常化が進み、緩やかな回復の動きが見られました。しかし、長期化するウクライナ情勢に加え、中東情勢が緊迫化するなどの地政学的リスクの影響により、原油等をはじめとするエネルギー資源や原材料価格の高騰及び為替相場の円安基調の継続による物価高の影響が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境下におきまして、当社グループは、中期経営計画(2022年3月期~2024年3月期)の達成に向けて、分析機器事業は「挑戦」のスローガンのもとクロマトグラフィー事業の持続的拡大、経営基盤の強化等に取り組んでまいりました。また、半導体事業は石英ガラス・シリコン加工における世界有数の「半導体関連精密パーツ総合メーカー」としての地位確立を目指して生産能力増強や営業力強化等に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高につきましては、37,148百万円(前連結会計年度比4.0%減)となりました。損益につきましては、営業利益は5,714百万円(前連結会計年度比5.3%減)、経常利益は6,108百万円(前連結会計年度比5.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,430百万円(前連結会計年度比2.0%減)となりました。

当連結会計年度における各セグメントの業績は次のとおりです。 (セグメント別業績)

(単位:百万円)

		売 上 高		営業利益				
	前 連 結 会計年度	当 連 結 会計年度	対前期比 (%)	前 連 結 会計年度	当 連 結 会計年度	対前期比 (%)		
分析機器事業	17,163	18,281	6.5	1,888	1,962	3.9		
半導体事業	20,003	17,029	△14.9	4,068	3,615	△11.1		
自動認識事業	1,513	1,836	21.3	67	134	98.5		
小計	38,679	37,148	△4.0	6,024	5,712	△5.2		
消去又は全社	_	_	_	9	1	△87.8		
連結合計	38,679	37,148	△4.0	6,034	5,714	△5.3		

セグメント別の状況

(分析機器事業)

分析機器事業におきましては、これまで生産に影響を受けてきた半導体及び部材の世界的な供給不足の緩和にともない、売上高は前連結会計年度を上回ることができました。

国内売上高は、消耗品が食品、環境、受託分析、無機化学など、多くの分野で増収となりました。特に液体クロマトグラフィー用カラムや部品類、標準試薬、アフターサービスが好調でした。装置類においては納入先の設備工事遅延等もありましたが、その影響は限定的であり、売上は前連結会計年度を上回りました。水質分析、受託分析における自社及び他社の高速液体クロマトグラフ関連装置、カーボンニュートラル分野における特注装置を含むガスクロマトグラフ関連装置及び他社装置などが好調で、装置全体でも増収となりました。

海外売上高は、ウクライナや中東情勢の影響もありましたが、アジアや北米などを中心に幅広い地域で前連結会計年度の売上を上回りました。品目別では、製薬企業向けを中心とした液体クロマトグラフ用カラム、環境分析用の消耗品、及びOEM製品も引き続き好調を維持しており、増収となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 18,281百万円(前連結会計年度比 6.5%増)、営業利益は 1,962百万円(前連結会計年度比 3.9%増)となりました。

(半導体事業)

半導体業界におきましては、パソコンやスマートフォン向け需要の減退によるメモリー 在庫の滞留が続いておりましたが、足元ではやや緩和している状況です。また、生成AI分 野の需要拡大を受け、国内外で先端半導体の製造工場の新設や増設といった、今後を見据 えた積極的な設備投資が相次いで計画・実行されており、引き続き着実な成長が見込まれ ております。

以上のような環境の中、当事業では、今後に向けた新規需要の掘り起こし、国内の増産体制構築のための準備、その他の業務改善活動を推進しながら、効率的な生産活動を展開してまいります。また、足元の受注高及び売上高は回復基調にあり、受注残高は引き続き高水準を持続しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は 17,029百万円(前連結会計年度比 14.9%減)、 営業利益は 3,615百万円(前連結会計年度比 11.1%減)となりました。

(自動認識事業)

自動認識事業におきましては、バイタルチェックシステム装置を含む医療関連装置向け機器組込製品、入退室システム関連装置向けとしたセキュアマイコン搭載機器組込製品、住居関連施設向け自動認識用その他製品が堅調に出荷できたことから売上高が前連結会計年度を上回りました。

製品分類ごとの売上高は「機器組込製品」「完成系製品」「自動認識用その他」全てのセグメントにおいて前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 1,836百万円(前連結会計年度比 21.3%増)、営業利益は 134百万円(前連結会計年度比 98.5%増)となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,722百万円であり、その主なものは旧型設備の買換えが中心でありました。

資金調達につきましては、特に記載すべきものはありません。

3. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

- 5. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 特に記載すべき事項はございません。
- 6. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 特に記載すべき事項はございません。

7. 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、日本国内での新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行 に伴い、インバウンドの消費回復等による経済活動の正常化が進むことが期待されておりま す。しかし、ウクライナ情勢の長期化、中東地域の地政学リスク等を受けた世界経済の見通 しの悪化、エネルギー価格の高騰や円安進行による物価高などにより、引き続き先行き不透 明な状況が続くものと思われます。

このような中で、当社と子会社のテクノクオーツ株式会社は、2024年5月10日付けで共 同持株会社設立(共同株式移転)に関する経営統合契約書を締結しております。

本経営統合により、創業来、「社会に対し社会性を充分発揮してその存在価値を高め、社 員個々の幸福を勝ち取り、企業の維持、発展をならしめること と共通の基本理念として活 動してきた両社が、グループ全体として持続的な成長を図り、企業価値の向上及び各利害関 係者へのより一層の貢献を果たすことができると考えております。

このような対処すべき課題に対して当社グループでの各セグメントの施策の骨子は次のと おりです。

(分析機器事業)

- ① 主力製品の強化及び収益力の向上 ④ 製品データベースの拡充
- ② 持続的成長の為の戦略的投資
- ⑤ 海外販売可能な自社製品の充実化
- ③ フィールドエンジニアによるアフターフォローの拡大

(半導体事業)

- ① 生産能力増強
- ④ 経営基盤強化
- ② 営業力強化
- ⑤ 人材育成
- ③ 業務効率化

(白動認識事業)

- ① 成長期待分野の推進
- ② 品質向上の推進
- ③ 積極的な営業体制の推進

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い 申しあげます。

8. 財産及び損益の状況の推移

			第54期	第55期	第56期	第57期
	X	分	(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)	(当連結会計年度) (2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)
売	上	高 (百万円)	29,217	33,119	38,679	37,148
経	常利	益 (百万円)	3,915	4,998	6,468	6,108
親会社	株主に帰属する当期	純維(百万円)	2,257	2,795	3,499	3,430
1株	当たり当期純	利益 (円・銭)	220.00	272.45	341.05	334.38
総	資	産 (百万円)	38,683	42,975	51,011	55,567
純	資	産 (百万円)	27,756	31,529	35,578	40,209
1 株	当たり純貧	資産 (円・銭)	2,328.13	2,612.48	2,913.37	3,279.13

- (注) 1. 第57期 (当連結会計年度) につきましては、前記 「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 - 2. 第55期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第55期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

9. 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社フロム	50百万円	100.00	理化学機器及び省力機器の開 発及び製造販売
技尔(上海)商貿有限公司	135百万円	100.00	分析機器の販売
GL Sciences B.V.	1,018千ユーロ	100.00	分析用試料前処理装置の開発・販売 分析機器の販売
GL Sciences, Inc.	475 T US\$	100.00	分析機器の販売
株式会社グロース	6百万円	100.00	当社製品の加工・組立
テクノクオーツ株式会社	829百万円	65.81	半導体製造装置用石英製品・ シリコン製品の加工製造販売
杭州泰谷諾石英有限公司	24,100千US\$	** テクノクオーツ 株式会社 100.00	半導体製造装置用石英製品・ シリコン製品の加工製造販売
アイシンテック株式会社	3百万円	** テクノクオーツ 株式会社 100.00	半導体製造装置用石英製品・ シリコン製品の加工製造販売
GL TECHNO America,Inc.	100干US\$	** テクノクオーツ 株式会社 100.00	半導体製造装置用部品その他 の製造販売及び輸出入業務
ジーエルソリューションズ 株式会社	100百万円	100.00	入退室管理システム、デバイ ス及び化学物質総合管理シス テムの開発・製造・販売

② 企業結合の成果

連結子会社の数は10社であり、当連結会計年度における子会社との連結後の売上高は37,148百万円(前期比4.0%減)、経常利益は6,108百万円(前期比5.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,430百万円(前期比2.0%減)であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 特に記載すべき事項はございません。

10. 主要な事業セグメント及び事業内容

事業セグメント	事 業 内 容
分析機器事業	クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売
半導体事業	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工・製造・販売
自動認識事業	入退室管理システム、デバイス(他社機器組込み型)及び化学物質総合管理シ ステムの開発・製造・販売

11. 主要拠点等

当 社 本 社: (東京都新宿区)

国内生産拠点: 当社総合技術本部(埼玉県入間市)、当社福島工場(福島県福島市)、

テクノクオーツ株式会社 (山形県山形市)、アイシンテック株式会社

(福島県喜多方市)

国内販売拠点: 当社東京営業部(東京都新宿区)、当社大阪支店(大阪市中央区)、

当社横浜支店(横浜市緑区)

海外生産拠点 : 杭州泰谷諾石英有限公司 (中国) 海外販売拠点 : GL Sciences B.V. (オランダ)

GL Sciences, Inc. (米国)、GL TECHNO America, Inc. (米国)

技尔(上海)商貿有限公司(中国)

12. 従業員の状況

		衍	É	業		員	数		前連結会計年度末比増減
分	析	機	器	事	業			505名	増3名
#	導	1	本	事	業			544名	減54名
自	動	認	識	事	業			42名	減2名
合					計			1,091名	減53名

- (注) 1. 上記従業員数には、パートタイマー従業員90名(分析機器事業76名・半導体事業12名・自動認識事業2名)は含んでおりません。
 - 2. パートタイマー従業員は、当連結会計年度の平均雇用人数(1日7時間15分換算)であります。

13. 主要な借入先

		借		入		先				借 入 残 高
株	式会	注 社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行	2,265 百万円
株	式	会	社		Ш	形	金	艮	行	1,522
株	式	会	社		Ш		金	艮	行	822
株	式	会	社	み	な	لح		銀	行	696

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

22,380,000株

2. 発行済株式の総数

10,259,740株(自己株式930,260株を除く)

3. 株 主 数

3,999名

4. 大 株 主

		株		主		名			持	株	数	持	株	比	率
ジ	– т	ルサ	イエ	ン	ス 従	業 員	持 株	: 会		85	株 2 , 872				8.3
株	式	会	社	島	津	製	作	所		580	0,000				5.7
森					į	禮		子		50	6,094				4.9
株	式	会 社	Ξ	菱	U	F J	銀	行		498	8,200				4.9
株	式	会	社		Ш		銀	行		490	6,000				4.8
株	式	会	社	み	な	٢	銀	行		44	4,000				4.3
東	京中	小企	業	殳 貸	育	成株	式会	社		42.	5,700				4.1
公	益財団	∄法人	世界	自然	保護	基金	ジャノ	ペン		40	0,000				3.9
株	式	会	社 ワ	,	1]	L Д	シ	1		33	7,700				3.3
J. 1	P. MOR	GAN SE	- LU	X EMB	OURG	BRANCI	H 381	639		250	6,000				2.5

⁽注) 当社は、自己株式930,260株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
長見善博	取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	技尔(上海)商貿有限公司董事長兼任 株式会社AGIグラスアカデミー取締役兼任
黒川利夫	取 締 役	営業本部長 技尔(上海)商貿有限公司董事兼任
芹澤修	取 締 役	管理本部長 技尔(上海)商貿有限公司監事兼任
譽 田 佳 孝	取締役	生産本部担当 総合技術本部担当 総合技術本部長 製品開発部長
齋藤隆広	取締役(常勤監査等委員)	株式会社フロム監査役兼任
篭 原 一 晃	取締役(監査等委員)	篭原公認会計士事務所所長兼任 株式会社企業財務研究所代表取締役兼任 株式会社デュアルタップ取締役監査等委員兼任
永 沢 裕美子	取締役(監査等委員)	株式会社山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員兼任 株式会社ヤクルト本社社外取締役兼任 株式会社永沢ビル代表取締役兼任

- (注) 1. 齋藤隆広氏、篭原一晃氏及び永沢裕美子氏は社外取締役であります。なお、各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 2. 監査等委員齋藤隆広氏は、監査・監督の実効性及び内部監査室との連携をより高める、さらに業務執行取締役とのコミュニケーションアップ等の目的で、常勤の監査等委員に選定しております。なお、監査等委員齋藤隆広氏は、金融機関・事業会社での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 監査等委員篭原一晃氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査等委員齋藤隆広氏は、2023年6月22日開催の第56回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
 - 5. 取締役田村隆夫氏及び監査等委員高岡章二氏は、2023年6月22日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 - 6. 監査等委員永沢裕美子氏は、2023年6月28日から、株式会社山口フィナンシャルグループの取締役監査等委員を務めております。
 - 7. 監査等委員齋藤隆広氏は、2024年2月29日から、株式会社フロムの監査役を務めております。

8. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

	-	名		4		47		47		Ø		4		Ø		47		47		<i></i>		47		担当及び	重要な兼職の状況	田私左口口
	て			変更後	変更前	異動年月日 																				
譽	Ш	佳	孝	生産本部担当 総合技術本部担当 総合技術本部長	生産本部担当 総合技術本部担当 総合技術本部長 製品開発部長	2024年4月1日																				

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員)3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。その契約の概要は、以下のとおりです。

- ① 被保険者の範囲
 - 当社の取締役(監査等委員を除く)、取締役(監査等委員)、執行役員、管理職従業員、 社外派遣役員及び退任役員
- ② 保険契約の内容の概要
 - ・被保険者の実質的保険料負担割合 保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者は保険料を負担しておりません。
 - ・填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為行為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担する法律上の損害賠償請求や争訟費用等が填補されます。

ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する対象事由については填補されません。

4. 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は、取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役 会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針|

<報酬の構成並びに水準等>

- ・取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48回 定時株主総会にて決議された年額150百万円を上限額とする。尚、今後、年間報 酬限度額が改訂された場合は、改訂後の金額を上限とする。
- ・取締役(監査等委員を除く)の報酬の構成については、基本給と取締役の役位に 応じた重役手当と合わせた固定報酬を年度報酬とし、月次均等払いとする。
- ・年度報酬額については、社員最高者の給与及び世間水準を参考として役位に応じて定める。

<報酬決定プロセス>

・取締役(監査等委員を除く)の報酬額の決定にあたっては、株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会から助言及び提言を受け、毎期取締役会にて決定し、代表取締役への再一任は行わない。

取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定方針との整合性も含めて監査等委員会から助言及び提言を受けており、取締役会においても報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、監査等委員会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「取締役(監査等委員)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

<報酬の構成並びに水準等>

- ・監査等委員の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会にて 決議された年額30百万円を上限額とする。尚、今後、年間報酬限度額が改訂さ れた場合は、改訂後の金額を上限とする。
- ・報酬の構成については、その職務内容に鑑み、基本報酬である月額報酬のみとする。
- ・各監査等委員の年間報酬額については、常勤・非常勤の別、職務の分担状況、世間水準、当社の監査等委員でない取締役の報酬水準等を考慮して決定する。

<報酬決定プロセス>

- ・各監査等委員の年間報酬額については、毎期監査等委員全員の協議により決定する。
- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名です。

取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の	対象となる役員		
1又貝匹刀	(百万円)	固定報酬	退職慰労金	の員数(名)	
取締役(監査等委員を除く)	114	107	6	5	
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	25 (25)	24 (24)	1 (1)	4 (4)	

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 - 2. 上記報酬等の総額、固定報酬、退職慰労金、員数には、2023年6月22日開催の第56回定時株主 総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く) 1名及び取締役(監査等委員) 1名 が含まれております。
 - 3. 上記報酬等の額のほか、2023年6月22日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰 労金を退任取締役(監査等委員を除く) 1名に対して6百万円、退任社外取締役(監査等委員) 1名に対して7百万円支給しております。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名			重要な兼職先の状況		
取締役 (監査等委員)	齋 菔	隆	広	株式会社フロム監査役		
取締役 (監査等委員)	篭 原	Ę —	晃	篭原公認会計士事務所所長 株式会社企業財務研究所代表取締役 株式会社デュアルタップ取締役監査等委員		
取締役 (監査等委員)	永 沂	· 裕美	子	株式会社山口フィナンシャルグループ取締役監査等委員 株式会社ヤクルト本社社外取締役 株式会社永沢ビル代表取締役		

- (注) 1. 株式会社フロムは、当社の100%出資子会社であります。なお、齋藤隆広氏は同社の業務執行者ではなく、当社は齋藤隆広氏が独立性を有すると判断しております。
 - 2. 株式会社山口フィナンシャルグループは、当社の大株主であり主要な借入先でもある株式会社山口銀行を傘下に持つ金融持株会社ですが、永沢裕美子氏は同社の業務執行者でなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
 - 3. 株式会社ヤクルト本社に当社の売上実績はありますが、当社連結売上高の1%未満と僅少であり、当社は永沢裕美子氏が独立性を有すると判断しております
 - 4. その他の重要な兼職先と当社との間には資本関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

② 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要

区分	氏 名	当社での主な活動状況	期待される役割に関して 行った職務概要
取締役 (監査等委員)	齋 藤 隆 広	2023年6月22日就任後に開催された取締役会11回全てと、その他経営会議にも出席、また、就任後に開催された監査等委員会10回全てに出席されりる社外取締役の経験を活かして議案審議等に必要な発言を適宜行いました。	金融機関・事業会社・海外を含めた豊富 な経験と幅広い知見で、取締役会におい て中立的かつ客観的な立場で経営に対す る監督や助言を行い、取締役会の機能強 化を図り、社外取締役として期待される 役割を果たしております。
取締役(監査等委員)	篭 原 一 晃	当事業年度開催の取締 役会15回全てと、その 他経営会議にも出席、 また、当事業年度開催 の監査等委員会14回全 てに出席し、公認会計 士としての専門的見地 からの議案審議等に必 要な発言を適宜行いま した。	公認会計士として高度な専門知識や豊富 な経験により、取締役会において公正で 客観的な立場で経営に対する監督や助言 を行い、監査の実効性の確保を図り、社 外取締役として期待される役割を果たし ております。
取締役(監査等委員)	永 沢 裕美子	当事業年度開催の取締 役会15回全てと、その 他経営会議にも出席、 また、当事業年度開催 の監査等委員会14回全 てに出席し、事業会社 における社外取締役の 経験を活かして議案審 議等に必要な発言を適 宜行いました。	金融機関・社団法人における豊富な経験 や知見、事業会社における社外取締役の 経験を活かした客観的な立場で経営に対 する監督や助言を行い、取締役会の機能 強化を図り、社外取締役として期待され る役割を果たしております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

2. 責任限定契約の内容の概要

特に記載すべき事項はございません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

32百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

53百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

4. 非監査業務の内容

特に記載すべき事項はございません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の品質管理水準、専門性、独立性及びその他の能力など、会計監査人の職務遂行能力・状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

当社及び子会社(以下、当社グループという。)は、『経営理念』に「経営担当者は私欲に負けず(公私混同しない)、常に組織(企業)の利益を第一義に考え、行動し、利益は会社、株主、社員、社会(主として税金)に公平に分配する」と謳うとおり、経営の透明性を維持しつつ企業価値の最大化を図り、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針としております。

1. 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)構築に関する基本方針について次のとおり決議しております。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社グループ各社は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
 - 口)経営理念及び「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」に基づき「コンプライアンス規程」を制定し、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たす。
 - ハ) コンプライアンスを推進する体制として、取締役を委員長とする「コンプライアンス 委員会」を設置し、当社グループ従業員に対して適切な研修を実施し、コンプライア ンス意識の浸透を図る。
 - 二)当社グループはコンプライアンス組織体制整備として、当社の定める「内部通報規程」 及び各社の定める規程に基づき、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、 「内部通報窓口」を設置する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ)取締役の職務執行及び意思決定に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に基づき文書又は電磁媒体に記録し保存するとともに、必要に応じて取締役、取締役監査等委員 (以下、監査等委員という。)、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - 口) 情報の管理は、「文書管理規程|「情報管理規程|に基づき厳正に行うものとする。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ)様々な経営リスクへの適切な対応を行うために「リスク管理規程」を制定し、基本方針や体制を定めて当社グループのリスク管理体制を整備・構築する。
 - 口) 重要な経営リスクについては、取締役、常勤監査等委員、執行役員で構成される「経営リスク検討会」を設置し、その対応策等について検討し、対応を指示する。
 - ハ) 当社グループの取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを当社の監査等委員に対して報告を行う。
 - 二) 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「災害対策規程」 に従い、対策本部の設置等、緊急時の体制を整備し、当社グループの取締役及び従業 員に周知する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために取締役の 合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、各部門間の 有効な連携の確保のための制度の整備・運用等を行う。
 - 口) 取締役は全社的な目標を定め、その目標達成に向けて迅速な意思決定ができるよう、 I T技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。
 - ハ)取締役会は、執行役員制度を活用し、取締役会の意思決定の迅速化と経営の効率化を 図る。
 - 二) 当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催する。又、 常勤取締役(監査等委員である取締役を含む)及び執行役員で構成される経営会議を 原則として月2回開催する。 尚、経営会議には非常勤取締役(監査等委員である取締役を含む)も構成員として参
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

加することができる。

- イ) 当社グループ各社は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
- 口)子会社の経営について、管理担当部門は各子会社の独立性を尊重しつつ「子会社管理 規程」等に基づき適切な管理を行うが、特定の業務については当社取締役会の承認事 項とする。

- ハ) 当社取締役会は子会社の取締役に対しては、子会社の営業成績、財務状況、その他重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
- 二)内部監査室は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について、監査等委員、会計監査人と密接に連携しての監査し、結果を監査等委員会及び取締役社長に報告する。
- ホ) 当社グループは、当社の定める「内部通報規程」又は各社の定める規程に従い、不正 の通報等が行われた際は、適切に対処する。
- (6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
 - イ) 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令 等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築する。
 - 口) 内部監査室は財務報告に係る全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録 を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
 - ハ)当社グループは財務報告に係る内部統制について適正に機能することを継続的に評価 し、必要な是正措置を行うものとする。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する 指示の実効性の確保に関する事項
 - イ) 取締役は監査等委員会の求めに応じて、その職務を補助する従業員を置く場合は当該 従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査等委員会と 相談し、その意見を十分に考慮する。
 - 口) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動・人事評価等については、予め 監査等委員会の同意を得る。
 - ハ) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行す る。
- (8) 当社の監査等委員会及び監査等委員に報告をするための体制
 - イ) 当社グループの取締役及び従業員は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議 において、コンプライアンス・リスク管理・内部統制を含め、会社経営及び事業運営 上の重要項目並びに職務執行状況等について報告を行う。
 - 口) 当社グループの取締役及び従業員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定について は、遅滞なく監査等委員会及び監査等委員に報告する。

- ハ) 当社グループの取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は当社又は各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会及び監査等委員に報告する。又、監査等委員会及び監査等委員が事業に関する報告を求めた場合、あるいは業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応し、監査等委員会及び監査等委員に協力する。
- 二) 当社グループは、監査等委員会及び監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役 及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行う事をいっさ い禁止する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ) 取締役は、監査等委員による監査に協力し、監査にかかる諸費用(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。) については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。又、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - 口)代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及 び意思の疎通を図る。又、経営会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監 査等委員の出席を確保する。
 - ハ) 監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。又、内部監査の実施状況について適宜報告を受け必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - 二) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の 外部専門家との連携を行うことができる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社グループの取締役及び従業員は、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」及び「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンスにつきましては、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス意識の向上を図っております。具体的には、委員会を年2回開催し、階層別ハラスメント研修の実施、Eラーニング(ITを活用した研修)年6回実施、メールマガジンでコンプライアンスの情報を月2回発信、コンプライアンス啓蒙ポスター掲示、コンプライアンス啓蒙冊子を従業員へ配布などの施策を実施しました。また、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、内部監査室及び常勤監査等委員が通報先となる「内部通報窓口」、ハラスメントに関する外部相談窓口として「ハラスメント相談窓口」を設置しております。
- ② 重要な経営リスクにつきましては、取締役、常勤監査等委員、執行役員により構成される「経営リスク検討会」において、その対応策等について検討を行っております。重要性の優先度が高い経営リスクについてはリスク低減のためのアクションプランを策定し、総合企画部によりその進捗管理が行われています。毎月行われている経営会議において適時実務者がプランの進捗を報告し、対応検討を行うなど会社全体で対応しております。
- ③ 取締役の職務の執行につきましては、当期において、取締役会を15回、執行役員を含めた経営会議を18回開催し、経営上の重要事項の検討・決定とともに、適宜内部統制システムの運用状況のフォローを実施しております。
- ④ 子会社の経営につきましては、従来より子会社の独立性を尊重しつつ「子会社管理規程」等に基づく管理を行っております。主要な子会社は同社の取締役、その他の子会社は当社担当取締役が営業成績・財務状況・その他重要な情報について、毎月当社の取締役会に報告しております。
- ⑤ 内部監査室は、年度計画に基づく当社及び子会社に対する内部監査を実施し、企業活動が適法・適正かつ効率的に行われていることを確認して監査等委員会及び取締役社長に対して報告しております。

- ⑥ 財務報告に係る内部統制につきましては、事務局を設置して、金融商品取引法その他の関連法令等に基づき、全社的な財務報告に係る内部統制の状況把握や業務プロセスのモニタリング等を通じて整備状況及び運用状況の評価を行っております。評価及び改善結果について会計監査人に報告し、そのレビューを受けた後「内部統制報告書」として開示しております。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員としましては、内部監査室所属の4名が兼務 命令によりその任にあたっており、日常的に常勤監査等委員の指揮下で職務を遂行し ております。
- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われる体制としましては、取締役社長、内部統制担 当役員及び監査等委員は、監査上の重要事項等について、定期的な意見交換を実施し ております。
- ⑨ 反社会的勢力排除につきましては、管理本部総務部に不当要求防止担当者を設置し、 警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図りつつ対応しております。

^{1.} 本事業報告記載の数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、1 株当たりの数値及びその他の数値については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

資 産 の 音	В	負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流 動 資 産	33,350,606	流 動 負 債	10,607,773
現金及び預金	7,451,146	支払手形	534,097
受 取 手 形	495,751	電子記録債務	1,745,452
電子記録債権	3,906,769	盘 盘	1,697,187
売 掛 金	8,348,824	短 期 借 入 金	3,276,871
商 品 及 び 製 品	2,939,027	未 払 法 人 税 等	883,713
仕 掛 品	3,654,685	賞 与 引 当 金	836,269
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,855,443	役員退職慰労引当金	24,215
そ の 他	703,610	その他	1,609,966
貸 倒 引 当 金	△4,652	固 定 負 債	4,750,734
固 定 資 産	22,216,955	長期借入金	3,431,035
有 形 固 定 資 産	17,065,845	再評価に係る繰延税金負債	97,024
建物及び構築物	7,391,118	役員退職慰労引当金	104,455
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,755,938	退職給付に係る負債	225,701
土 地	5,070,837	その他	892,517
建 設 仮 勘 定	204,456	負 債 合 計	15,358,508
そ の 他	643,495	純 資 産 の 音	·
無形固定資産	637,627	株 主 資 本	31,352,556
投資その他の資産	4,513,482	資 本 金	1,207,795
投 資 有 価 証 券	3,382,969	資 本 剰 余 金	1,815,038
退職給付に係る資産	518,428	利 益 剰 余 金	28,839,443
そ の 他	617,142	自。己、株、式	△509,720
貸 倒 引 当 金	△5,057	その他の包括利益累計額	2,290,469
		その他有価証券評価差額金	1,361,945
		繰延へッジ損益	6,709
		土地再評価差額金	△312,234
		為替換算調整勘定	1,178,581
		退職給付に係る調整累計額	55,468
		非 支 配 株 主 持 分	6,566,026
		純 資 産 合 計	40,209,053
資 産 合 計	55,567,561	負債及び純資産合計	55,567,561

連結損益計算書 (2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

科 目		金	額
		千円	千円
克 上 高			37,148,173
売 上 原 価			23,660,393
売 上 総 利	益		13,487,779
販売費及び一般管理費			7,773,647
営業利	益		5,714,132
営業外収益			
受 取 利	息	1,629	
受 取 配 当	金	63,470	
為	益	184,612	
補助金収	入	116,487	
不 動 産 賃 貸	料	94,258	
そのの	他	59,185	519,644
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	52,692	
不 動 産 賃 貸 原	価	61,487	
その	他	10,665	124,844
経 常 利	益		6,108,932
特別 利 益			
固定資産売却	益	3,041	
投資有価証券売却	益	11,996	
国庫補助金受贈	益	153,230	168,268
特_别			
固定資産除却	損	19,950	24.24.0
関係会社株式評価	損	11,260	31,210
税金等調整前当期純利	益	1 006 077	6,245,989
法人税、住民税及び事業	税	1,826,077	1 000 060
法人税等調整	額	54,182	1,880,260
当期 純 利	益		4,365,729
非支配株主に帰属する当期純利			935,074
親会社株主に帰属する当期純利	益		3,430,655

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,207,795	1,815,039	26,075,674	△509,615	28,588,892
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	ı	△666,885	_	△666,885
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	3,430,655	_	3,430,655
自己株式の取得	-	_	_	△105	△105
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減	-	△0	-	_	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)		_	_	_	_
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	2,763,769	△105	2,763,663
当 期 末 残 高	1,207,795	1,815,038	28,839,443	△509,720	31,352,556

	その他の包括利益累計額				計額	
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
N/ HB N/ EB	刊	刊	千円	千円	千円	千円
当期首残高	743,973	△8,676	△312,234	871,347	7,184	1,301,594
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	_	_	_	_	_	_
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	_	_	_	_
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		_				_
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	617,972	15,385	_	307,233	48,283	988,875
連結会計年度中の変動額 合 計	617,972	15,385	_	307,233	48,283	988,875
当 期 末 残 高	1,361,945	6,709	△312,234	1,178,581	55,468	2,290,469

連結計算書類

	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当期首残高	千円 5,687,894	千円 35,578,381
連結会計年度中の変動額	-,,	
剰 余 金 の 配 当	_	△666,885
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	3,430,655
自己株式の取得	_	△105
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減	_	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	878,132	1,867,007
連結会計年度中の変動額 合 計	878,132	4,630,671
当 期 末 残 高	6,566,026	40,209,053

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

10計

連結子会社の名称

(国内) 株式会社フロム、株式会社グロース、テクノクオーツ株式会社、 アイシンテック株式会社、ジーエルソリューションズ株式会社

(国外) 技尔(上海)商貿有限公司、GL Sciences B.V.、GL Sciences, Inc.、杭州泰谷諾石英有限公司、GL TECHNO America.Inc.

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称 該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社京都モノテック、株式会社AGIグラスアカデミー

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、杭州泰谷諾石英有限公司及び技尔(上海)商貿有限公司の決算日は、12 月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 時価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品…移動平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

製 品 及 び 仕 掛 品…個別法又は総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物3~50年機械装置及び運搬具2~15年その他2~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウエアのうち自社利用分については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法、販売目的分については、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間 (3年) に基づく定額法のいずれか大きい額を償却する方法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担分を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員(執行役員を含む)の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額 を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益を認識するにあたっては、当社グループが主な事業としている分析機器事業、半 導体事業、自動認識事業における製品の販売、サービス業務及びその他の販売について、 顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社グループの履 行義務を充足すると判断して収益を認識しております。

① 分析機器事業及び自動認識事業

分析事業においては、ガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の 開発・製造・販売を行っております。

自動認識事業においては、非接触ICカードを使用した周辺機器の開発・製造・販売を行っております。

a 製品・商品の販売に係る収益

製品・商品の販売については、製品・商品の引渡時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品・商品が到着した時点で収益を認識しております。

b サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に製品に関連した点検保守、修理、移設などの業務に係る収益が含まれ、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

② 半導体事業

半導体製造装置メーカーを主な得意先としており、石英製品・シリコン製品の製造・販売を行っております。

主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品が到着した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね 1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連 結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

- c 小規模企業等における簡便法の採用
 - 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 重要なヘッジ会計の方法
 - a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

- b ヘッジ対象とヘッジ手段
 - 外貨建取引をヘッジ対象とし、為替予約をヘッジ手段としております。
- c ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行っておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

棚卸資産(貯蔵品を除く)

12,112,571千円 166.062千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- ①算出方法

棚卸資産評価損

連結計算書類「連結注記表(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)4. 会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法③棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。

- ②主要な仮定
- 一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、棚卸資産の収益性が低下したと仮定し、簿価切り下げを実施しております。
- ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
 - a 分析機器事業及び自動認識事業 各事業の市場環境が悪化し、棚卸資産の経過年数及び回転期間が増加した場合には、 翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性が あります。
 - b 半導体事業

将来の半導体市況が見通しより悪化し、棚卸資産の正味売却価額が著しく下落した場合、又は経過年数が増加した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

16.266.427千円

2. 十地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正 平成13年6月29日)に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 2002年3月31日 再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額 △109,254千円

3. 担保資産及び対応債務

扣保資産

建物及び構築物	3,126,101千円
土地	2,237,387
計	5.363.488千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	562,334千円
長期借入金	1,531,707
計	2.094.041千円

- 4. 過年度において、国庫補助金等の受入により土地の取得価額から控除している圧縮記帳額は、300,000千円であります。
- 5. 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末
普通株式 (千株)	11,190	_	_	11,190

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 6月22日 定時株主総会	普通株式	666,885	65	2023年 3月31日	2023年 6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6月25日 定時株主総会	普通株式	718,181	利益剰余金	70	2024年 3月31日	2024年 6月26日

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については主に銀行借入によっております。また、デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとに信用限度額を定め、適切な期日管理及び残高管理をするとともに、適宜、信用状況のモニタリングを行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し社内規程に則り適正に評価・管理しております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務、買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を 目的とした先物為替予約取引であります。

なお、社内規程において取引の状況を定期的に担当役員に報告する旨を規定しており、 また、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の銀行とのみ取引を行っておりま す。

- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 - 「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	
	(千円)	(千円)	(千円)	
(1) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	3,374,329	3,374,329	_	
資産計	3,374,329	3,374,329	_	
(2) 長期借入金	3,431,035	3,370,330	△60,704	
負債計	3,431,035	3,370,330	△60,704	

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」「デリバティブ取引」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は18,841千円であり、売却益の合計額は11,996千円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得価額又は 償却原価 (千円)	連結貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が	(1)株式	1,384,127	3,322,842	1,938,715
取得価額又は償却原価を	(2)その他	_	_	_
超えるもの	小計	1,384,127	3,322,842	1,938,715
連結貸借対照表計上額が	(1)株式	26,780	23,580	△3,200
取得価額又は償却原価を	(2)その他	30,310	27,907	△2,403
超えないもの	小計	57,090	51,487	△5,603
合計		1,441,218	3,374,329	1,933,111

(注2) デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

7 7 2010 C/10 C/10 C/10 C/10 C/10 C/10 C/10 C					
ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額 (千円)	契約額のうち 1 年超(千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	106,840	-	11,315

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注3) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	
非上場株式		8,639

上記については、「(1) その他有価証券」には含めておりません。

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形	495,751			_
電子記録債権	3,906,769			_
売掛金	8,348,824	_	_	_
슴計	12,751,346	_	_	_

(注5) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,276,871	_		_	_	-
長期借入金	_	895,007	833,034	633,732	503,712	565,550
合計	3,276,871	895,007	833,034	633,732	503,712	565,550

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券					
株式	3,346,422	_	_	3,346,422	
その他	_	27,907	_	27,907	
資産計	3,346,422	27,907	_	3,374,329	

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	_	3,370,330	_	3,370,330
負債計	_	3,370,330	_	3,370,330

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券及び投資有価証券

上場株式等は相場価格を用いて評価しております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を区分所有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額(千円)	時価 (千円)
1,643,486	1,407,369

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 事業別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	分析機器事業	半導体事業	自動認識事業	
分析用装置	6,283,976	_	_	6,283,976
分析機器用消耗品	11,997,874	_	_	11,997,874
半導体製造用石英製品	_	14,472,967	_	14,472,967
半導体製造用シリコン製品	_	2,414,689	_	2,414,689
半導体製造用その他	_	142,320	_	142,320
自動認識用機器組込製品	_	_	1,081,314	1,081,314
自動認識用完成系製品	_	_	316,257	316,257
自動認識用その他	_	_	438,772	438,772
顧客との契約から生じる 収益	18,281,851	17,029,977	1,836,344	37,148,173
その他の収益			_	_
外部顧客への売上高	18,281,851	17,029,977	1,836,344	37,148,173

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計 上基準 に記載のとおりです。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識する と見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,279円13銭

2. 1株当たり当期純利益 334円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

(当社とテクノクオーツ株式会社の株式移転による経営統合及び持株会社体制への移行について)

当社及びテクノクオーツ株式会社(以下「テクノクオーツ」といいます。)は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により2024年10月1日(以下「効力発生日」といいます。)をもって、両社の完全親会社となるジーエルテクノホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)を設立し経営統合を行うこと(以下「本経営統合」といいます。)について決議し、両社間で経営統合契約書を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画(以下、「本株式移転計画」といいます。)を共同で作成いたしました。

1. 本経営統合の目的

多様な販売先を有し、マクロトレンドに左右されにくく、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有する当社と、今後更に高い市場の成長が期待され、ニッチな領域で地位を確立しているテクノクオーツを中核とする企業グループとして、両社それぞれ及びグループ全体が更なる飛躍を遂げ、企業価値の向上を実現してまいります。具体的には、本経営統合により、以下の施策・効果を実現することができると考えております。

(1) グループ戦略機能の強化と経営資源配分の最適化による成長機会の捕捉

両社を取り巻く環境は刻一刻と変化している中、今後の持続的な企業価値向上を実現していくにあたっては、グループ全体における経営資源配分の最適化が重要と考えております。従前から両社が独立した立場でそれぞれ意思決定をしており、また、上記のとおり安定的な事業基盤を持つ当社と、シリコンサイクルによる景気循環の影響を受けるテクノクオーツを有するという構造から、グループ全体としての成長に向けた投資、最適な資源配分に関して改善の余地があったと認識しております。本経営統合により、両社の事業上の特徴を踏まえたグループ全体の成長を実現する経営資源配分が可能となり、成長分野に対して積極的な投資が可能になると考えております。

(2) 管理機能の集約等による経営効率の向上

本経営統合を通じて、両社が共同持株会社の傘下に並列で位置付けられることで、これまで実現し得なかった人事交流、多様な人材登用やキャリア形成の機会の提供、経営理念の更なる浸透が図られ、グループ全体として適材適所の人員配置が可能になるとともに、両社に共通する機能を共同持株会社に集約することで、業務の効率化と品質向上を実現できると考えております。

(3) 各利害関係者に対する提供価値の最大化と意思決定の迅速化

グループ戦略機能を持つ共同持株会社のもと、両社がシナジーを発揮し、グループ全体の成長のために邁進することで、株主、取引先、従業員をはじめとする利害関係者に対して提供価値の最大化を図ってまいります。

なお、構造的に利益相反の問題が生じ得る親子上場問題に関しては、コーポレート・ガバナンス上の課題としてこれまでも議論してまいりましたが、両社の経営資源の相互活用については、当社とテクノクオーツ少数株主との利益相反の懸念、テクノクオーツとしての独立性の確保の観点から、迅速かつ円滑にその推進を行うことに今後一定の制約や限界が発生するリスクが存在し得ると認識しております。本経営統合を通じて、共同持株会社にグループ全体の経営戦略の策定機能を持たせることで、経営戦略の策定と事業の執行を分離することとあわせて、当社及びテクノクオーツに事業に関する意思決定権限を委譲するとともにグループ内外の利害関係を一致させることで、迅速な意思決定とグループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を追求できる体制を構築していくことが可能であると考えております。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本株式移転のスケジュール

2024年2月9日(金)
2024年2月9日(金)
2024年3月31日(日)
2024年5月10日(金)
2024年5月10日(金)
2024年6月21日(金) (予定)
2024年6月25日(火)(予定)
2024年9月26日(木)(予定)
2024年9月27日(金) (予定)
2024年10月1日(火)(予定)
2024年10月1日(火)(予定)

(注) 上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手続の進行上の必要性その 他事由により必要な場合には、両社による協議の上、日程を変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

当社及びテクノクオーツが、両社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容

(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	当社	テクノクオーツ
株式移転比率	1.00	2.10

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、テクノクオーツの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式: 18,379,715株

上記は、当社の発行済株式総数11,190,000株(2024年3月31日時点)、テクノクオーツの発行済株式総数3,900,000株(2024年3月31日時点)に基づいて算出しております。なお、当社及びテクノクオーツは、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社及びテクノクオーツが2024年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式(当社:930,260株、テクノクオーツ:33,345株)については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元 (100 株) 未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

- (4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 当社及びテクノクオーツは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませ ん。
- (5) 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い 当社及びテクノクオーツは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券 取引所にテクニカル上場を行う予定であります。上場日は、2024年10月1日を予定 しております。また、当社及びテクノクオーツは本株式移転により共同持株会社の完 全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年9月27日にそれぞ れ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきま しては、東京証券取引所の各規則により決定されます。
- 3. 実施される会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定であります。

記載金額は、表示単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

損益計算書

(2023年 4 月 1 日から) (2024年 3 月31日まで)

科目	金	· 額
		千円 千円
売 上 高		16,335,869
売 上 原 価		10,351,086
売 上 総 利	益	5,984,782
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,413,536
営 業 利	益	1,571,245
営業外収益		
受 取 利	息 22	7
受 取 配 当	金 479,03	0
為善善差	益 49,12	7
不 動 産 賃 貸	料 94,25	8
その	他 34,21	2 656,856
営 業 外 費 用		
支 払 利	息 26,45	
不 動 産 賃 貸 原	価 61,48	
そのの	他 4,46	
経 常 利	益	2,135,694
特別 利 益		
投資有価証券売却	益 11,99	6 11,996
特別 損 失		
固 定 資 産 除 却	損 42	6
関係会社株式評価	損 5,65	8 6,085
税引前当期純利	益	2,141,605
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業	税 416,56	7
法 人 税 等 調 整	額 36,62	3 453,191
当期 純 利	益	1,688,414

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

			株主	資	本	
	資	本 金		資 本	剰 余	金
	貝	本 金	資本準備	金 その他	也資本剰余金	資本剰余金合計
		千円		千円	千円	千円
当期首残高	1	1,207,795	1,751,2	219	68,492	1,819,711
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		_		-	_	_
当 期 純 利 益		_		_	_	_
自己株式の取得		_		-	_	-
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額 (純額)		-		-	_	-
事業年度中の変動額 合 計		_		-	_	_
当 期 末 残 高	1	1,207,795	1,751,2	219	68,492	1,819,711

		株	主資	本	
		利	益剰余	金	
			その他利益剰余金		利益剰余金
	利益準備金	圧縮記帳 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	162,748	121,387	7,586,000	7,598,175	15,468,311
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	_	_	_	△666,885	△666,885
当 期 純 利 益	_	_	_	1,688,414	1,688,414
自己株式の取得	_	_	_	_	_
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額 (純額)	_	_	_	_	_
事業年度中の変動額 合 計	_	_	_	1,021,528	1,021,528
当 期 末 残 高	162,748	121,387	7,586,000	8,619,704	16,489,840

計算書類

	株主	資 本
	自己株式	株主資本合計
	千円	千円
当期首残高	△509,615	17,986,203
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	_	△666,885
当 期 純 利 益	_	1,688,414
自己株式の取得	△105	△105
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額 (純額)	_	_
事業年度中の変動額 合 計	△105	1,021,423
当 期 末 残 高	△509,720	19,007,626

		評価・換	算差額等		
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	748,793	△8,676	△312,234	427,882	18,414,085
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	_	_	_	_	△666,885
当 期 純 利 益	_	_	_	_	1,688,414
自己株式の取得	_	_	_	_	△105
株主資本以外の項目の事業年度中の 変 動 額 (純額)	610,881	15,385	_	626,267	626,267
事業年度中の変動額 合 計	610,881	15,385	_	626,267	1,647,691
当 期 末 残 高	1,359,675	6,709	△312,234	1,054,150	20,061,776

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

- (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品…移動平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

製 品 及 び 仕 掛 品…個別法又は総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物3~50年構築物7~40年機械及び装置2~7年工具、器具及び備品2~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウエアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してお ります。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき計トしております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連 結貸借対照表と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員(執行役員を含む)の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- 4. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ対象とヘッジ手段

外貨建取引をヘッジ対象とし、為替予約をヘッジ手段としております。

(3) ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行っておりません。

5. 収益及び費用の計上基準

収益を認識するにあたっては、当社の事業である分析機器事業における製品の販売、サービス業務及びその他の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、 通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断して収益を認識しております。

- ・分析機器事業においては、ガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品 等の開発・製造・販売を行っております。
- ・製品・商品の販売に係る収益

製品・商品の販売については、製品・商品の引渡時点において、顧客が当該製品・商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。国内販売においては出荷時から当該製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点で収益を認識し、輸出販売においては顧客と合意した地点に製品・商品が到着した時点で収益を認識しております。

・サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に製品に関連した点検保守、修理、移設などの業務に係る収益が含まれ、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

棚卸資産評価損

(1) 当事業年度計上額

棚卸資産(貯蔵品を除く)

4,955,750千円 18.159千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

計算書類「個別注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)1. 資産の評価基準及び評価方法(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。

②主要な仮定

一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、棚卸資産の収益性が低下したと仮 定し、簿価切り下げを実施しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

市場環境が悪化し、棚卸資産の経過年数及び回転期間が増加した場合には、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2. 関係会社に対する短期金銭債権

関係会社に対する短期金銭債務

関係会社に対する長期金銭債務

5.779.107千円

335,939千円

40,510千円

120千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正 平成13年6月29日)に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成 11年3月31日公布法律第24号)に基づき、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を 控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△109,254千円

4. 担保資産及び対応債務

担保資産

建物		1,043,056千円
土地		1,078,118
	計	2.121.175千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	36,570千円
一年内返済予定の長期借入金	184,270
長期借入金	1,104,160
計	1.325.000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,046,381千円
仕入高	295,297千円
その他	25,380千円
営業取引以外の取引高	437,645千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 930,260株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

樑延怳並貝烓	
土地再評価差額金(損)	162,921千円
賞与引当金	150,946
関係会社株式評価損	125,659
投資有価証券評価損	21,766
未払社会保険料	23,054
役員退職慰労引当金	20,356
未払事業税	18,438
棚卸資産評価損	13,366
その他	51,577
繰延税金資産小計	588,089千円
評価性引当額	△328,338
繰延税金資産合計	259,750千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	569,982千円
土地再評価差額金(益)	97,024
土地圧縮積立金(益)	53,572
前払年金費用	130,797
その他	2,960
繰延税金負債合計	854,338千円
繰延税金負債純額	△594,588千円

(収益認識に関する注記)

・収益を理解するための基礎となる情報 連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1.	1 株当たり純資産額	1,955円39銭
2.	1 株当たり当期純利益	164円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

(当社とテクノクオーツ株式会社の株式移転による経営統合及び持株会社体制への移行について) 当社及びテクノクオーツ株式会社は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株 式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により2024年10月1日をもって、両社の 完全親会社となるジーエルテクノホールディングス株式会社を設立し経営統合を行うことに ついて決議し、両社間で経営統合契約書を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転 計画を共同で作成いたしました。詳細については、連結注記表の重要な後発事象に関する注 記をご参照ください。

記載金額は、表示単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ジーエルサイエンス株式会社 取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士村田征仁 業務執行社員 公認会計士村田 征仁 指定社員 公認会計士伊藤宏美 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジーエルサイエンス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジーエルサイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及びテクノクオーツ株式会社は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転の方法により2024年10月1日をもって、共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて決議し、経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画を共同で作成した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人 オスの他の記載内容に対して意見を表明するものでけない。

はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

(当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

↑ 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 発営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連続計算書類が基礎となる取引的合計事象を適正に表示しているかどうかを認価する。

結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうがを評価する。 ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

一会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ジーエルサイエンス株式会社 取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 宏 美 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジーエルサイエンス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及びテクノクオーツ株式会社は、2024年5月10日に開催した取締役会にて、共同株式移転の方法により2024年10月1日をもって、共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて決議し、経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画を共同で作成した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は

その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

ニー 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

一監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

一監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・「計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、毎月、事業の報告を受けたほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認め ます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

ジーエルサイエンス株式会社 監査等委員会 監査等委員 齋藤隆広 印 (常勤) 監査等委員 篭原 ー 晃 印 監査等委員 永沢 裕美子 印

(注) 監査等委員齋藤隆広、篭原一晃及び永沢裕美子は、会社法第2条第15号及び第 331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上